

宮城大学研究ジャーナル投稿要領

(宮城大学学術情報センター運営委員会 190131)

(宮城大学教育研究審議会 190219)

(宮城大学理事会 190229)

(宮城大学出版部準備委員会 201028)

(宮城大学学術情報センター運営委員会 201030)

1 名称

本誌は、宮城大学研究ジャーナルとする。

2 発行

原則として年1回以上発行する。

3 投稿資格

以下の資格を有する者とする。

- 1) 宮城大学専任教員
- 2) 共著の場合は1)の資格を有する者が含まれていること
- 3) その他、宮城大学学術情報センター出版部（同出版部発足までは出版部準備委員会、以下「出版部」という。）が認めた者

4 原稿の採否

出版部は発行毎に研究ジャーナル編集委員会（以下、編集委員会）を編成して、投稿原稿の採否の審査に当たる。編集委員会の運営と業務、査読手続きについては別途「宮城大学研究ジャーナル編集委員会運営要領」「宮城大学研究ジャーナル査読要領」に定める。

投稿原稿の種類は著者の希望に基づき編集委員会で決定する。また、掲載順は、編集委員会において決定する。

5 原稿の種類

投稿原稿の種類は、「原著論文」、「総説論文」、「報告」、「資料」及び「書評」とする。

- 1) 「原著論文」：調査、研究に関する未発表の論文で、独創的な内容あるいは新しい事実を含み、研究論文としての形式が整っているもの。
- 2) 「総説論文」：特定の主題に関連する重要な業績を引用し、研究の状況や進展に関して著者の観点から総括したもの。
- 3) 「報告」：1)に準じるが、内容的に1)に至らず、研究の発展性が期待できるもの。看護学における症例報告、教育学における教育実践報告等を含む。
- 4) 「資料」：上記以外の記録上重要なもの。
- 5) 「書評」：既往論文・書籍等の内容を紹介あるいは批評したもの。

6 原稿の提出

原稿は、執筆要領に沿って作成し、正原稿「著者名あり」査読用原稿「著者名なし」をそれぞれPDFにして、1部ずつ、編集委員会事務局のアドレスに提出する。提出時期は、出版部において決定する。

7 著作権等

本研究ジャーナルは、国立情報学研究所において電子化されることを前提とし、論文等の著作権は宮城大学学術情報センター出版部に属するものとする。ただし、著作者が論文等を利用する場合には、本出版部の許諾を必要としない。

8 倫理等

(研究遂行)

投稿原稿のもとになる研究は、「公立大学法人宮城大学における研究倫理の保持並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程」に基づき、適正に遂行されていないと認められる論文については出版部として別に定める採択取り消し等の措置が適用される場合がある。

(ヒト及び動物が対象である研究)

「公立大学法人宮城大学研究倫理審査規程」で審査対象に該当する研究については、各種倫理委員会等の審査を受け、承認番号を Acknowledgement に明記すること。出版部において該当する研究と判断され、かつ上記委員会の審査・承認を受けていないものは、審査差し戻しとする。

(オーサiership)

投稿論文の著者とは、投稿された論文に重要な知的貢献をした者である。重要な知的貢献をした者とは、研究の着想、デザイン、またはデータの入手、分析、解釈に重要な貢献をした者、あるいは、原稿の作成に関与し、論文の内容について責任を負うことができ、研究への十分な参加をしている者である。資金の獲得、データ収集、または研究グループへの部分的な助言のみを行った者は著者に当たらない。

(利益相反)

投稿論文の内容について、公平かつ適正な判断のために、著者全員の利益相反状態を適正に開示する。開示の方法等は別に定める。

附則

この要領は、令和2年2月19日から施行する。

この要領は、令和2年10月30日から施行する。